

首長の多選の見直し問題に関する調査研究会報告書

資料一覧

(資料1)	過去の議員提案の多選禁止法案	-----	P. 1
(1)	昭和29年法案	-----	P. 2
(2)	昭和42年法案	-----	P. 6
(3)	平成7年法案	-----	P. 8
(資料2)	地方分権推進委員会第2次勧告(抄)	-----	P. 12
(資料3)	地方分権推進計画(抄)	-----	P. 12
(資料4)	多選禁止に関する憲法の規定等		
(1)	多選禁止に関する憲法の規定	-----	P. 13
(2)	「立候補の自由」昭和43年12月4日最高裁判決(抄)	-----	P. 14
(資料5)	外国における大統領・首長の多選禁止の事例	-----	P. 15
(資料6)	我が国における知事、指定都市の市長、市区町村長の在職状況		
(1)	我が国における知事及び指定都市の市長の連続就任回数 (現職)	-----	P. 16

(2) 我が国における歴代知事の在職状況	-----	P. 17
(3) 我が国における市区町村長（指定都市の市長を除く）の 連続就任の状況（現職）	-----	P. 18
（参考） 我が国における連続7回以上就任している現職の 市区町村長	-----	P. 19
（資料7） 都道府県の権限と市町村の権限（制度の概要）	----	P. 20
（資料8） 指定都市、中核市等の特例制度		
(1) 指定都市・中核市・特例市・一般市の比較（概要）	-----	P. 21
(2) 指定都市制度		
ア 沿革	-----	P. 23
イ 指定都市の一覧	-----	P. 23
ウ 都道府県と指定都市による都道府県事務の分担	-----	P. 24
(3) 中核市制度		
ア 中核市の一覧	-----	P. 25
イ 指定都市・中核市の比較	-----	P. 26
（資料9） 地方公共団体の団体類型別の人口、財政規模等	---	P. 27

(資料1) 過去の議員提案の多選禁止法案

(1) 昭和29年法案

(昭和29年5月8日、緑風会提出)

連続三選を禁止 対象：知事

(2) 昭和42年法案

(昭和42年6月23日、篠田弘作(自民)ほか4名提出)

連続四選を禁止 対象：知事

(3) 平成7年法案

(平成7年2月8日、石井一二(新進党)ほか1名提出)

連続四選を禁止 対象：知事・指定都市の市長

(1) 昭和二十九年法案

(昭和二十九年五月八日、緑風会提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を次のように改正する。

「第八十九条(公務員の立候補制限)

目次中 第九十条(立候補のための公務員の退職)

第九十一条(公務員となったため立候補の辞退とみなされる場合)」

の立候補制限)

めの公務員等の退職)

となったため立候補の辞退とみなされる場合)」

「第三百三十七条の二(未成年者の選挙運動の禁止)

を

第三百三十七条の三(被選挙権停止者の選挙運動の禁止)」

違反に因る当選無効の訴訟)」を「第二百二十二条 削除」に、「第二百三十九条(事前運動、教育者の地位

「第八十九条(公務員等

を 第九十条(立候補のた

第九十一条(公務員等

に、「第三百三十七条の二(未成年者の選挙運動の禁止)」

に、「第二百二十二条(出納責任者の報告義務

利用、戸別訪問等の制限違反」を

「第二百三十九条（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違

第二百三十九条の二（被選挙権停止者の選挙運動の禁止違反）

反）

に、「第二百五十二条（選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）」を「第二百五

十二条（選挙犯罪に因る処刑者に対する被選挙権の停止）」に改める。

（略）

第八十九条の見出し中「公務員」の下に「等」を、同条第一項本文中「公務員」の下に「及び日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の役員」を加え、同条に次の四項を加える。

4 左の各号に掲げる職に在った者は、その職を離れた後二年間は、衆議院議員又は参議院議員の選挙における候補者となることができない。

一 事務次官

二 庁（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第三項に規定する庁をいう。以下同じ。）の長（国务大臣をもって充てるものを除く。）又は次長

三 府、省又は庁の内部部局たる局、官房又は部の長

四 日本国有鉄道、日本専売公社又は日本電信電話公社の役員

5 都道府県の知事又は副知事の職に在った者は、その職を離れた後二年間は、参議院（全国選出）議員の選挙における候補者となり、又は衆議院議員若しくは参議院（地方選出）議員の選挙において当該都道府県の区域の全部若しくは一部をその区域とする選挙区における候補者となることができない。

6 国の行政機関の地方支分部局（道の区域の全部、二以上の都道府県の区域の全部又は二以上の都道府県の区域の全部及びそれ以外の一若しくは二以上の都道府県の区域の一部に係る事項を所管するものに限る。）の長の職に在った者は、その職を離れた後二年間は、衆議院議員又は参議院（地方選出）議員の選挙において当該地方支分部局の所管事項に係る区域の全部又は一部をその区域とする選挙区における候補者となることができない。

7 引き続き二期にわたって一の都道府県の知事の職に在った者又は在る者は、当該都道府県のそれに引き続き期の知事の選挙における候補者となることができない。

(略)

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十三条、第百十三條第一項及び第二項、第百四十四條第一項第一号並びに別表第一の改正規定並びに附則第九項のうち表の改正規定中第百十條第一項第三号及び第百十三條第一項第五号の項並びに第百十條第一項第二号及び第百十三條第一項第四号の項に係る部分は、次の衆議院議員の総選挙から施行する。
- 2 この法律の施行（前項但書に係るものを除く。以下同じ。）の日前にその選挙の期日が公示又は告示された選挙に関しては、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行の際現に改正前の公職選挙法（以下「法」という。）第十一条及び第二百五十二条の規定により選挙権を停止されている者については、この法律の施行の月以後は、その停止の効力は、消滅するものとする。
- 4 昭和二十九年四月十六日以後第十三條の改正規定の施行の日の前日までに行われた市区町村の廃置分合、境界変更その他の事由に基く改正後の別表第一に定める選挙区の区域の異動については、改正後の同條第二項から第五項までの例による。
- 5 前項の規定の適用については、別表第一の改正規定は、施行されているものとみなす。
- 6 この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日前に改正後の法第八十九條第四項、第五項及び第六項に掲げる職を離れた者に対しては、これらの規定は、その離れた職については適用しない。

(略)

(2) 昭和四十二年法案

(昭和四十二年六月二十三日、篠田弘作(自民)ほか四名提出)

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

「第八十七条 (重複立候補の禁止)

目次中「第八十七条(重複立候補の禁止)」を

第八十七条の二 (知事の立候補制限)」

に改める。

第六十八条第二号中「第八十七条(重複立候補の禁止)」の下に、「第八十七条の二(知事の立候補制限)」を加える。

第八十六条第四項中「次条及び第八十七条(重複立候補の禁止)」を「次条、第八十七条(重複立候補の禁止)及び都道府県知事の候補者については第八十七条の二(知事の立候補制限)」に改め、同条第九項中「次条又は第八十七条」を「次条、第八十七条又は第八十七条の二」に改める。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(知事の立候補制限)

第八十七条の二 引き続き三期にわたつて一の都道府県の知事の職に在る者又は在つた者は、当該都道府県の

次の期の知事の選挙における候補者となることができない。

- 2 前項の規定の適用については、当該都道府県知事の各期における在職が四年に満たない場合においても、これを一期とみなす。ただし、第二百五十九条の二（地方公共団体の長の任期の起算の特例）の規定の適用を妨げるものではない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律による改正後の公職選挙法第八十七条の二の規定は、この法律の施行の際すでにその期日を告示してある都道府県知事の選挙については、適用しない。
- 3 この法律による改正後の公職選挙法第八十七条の二第一項の規定は、この法律の施行の際現に引き続き四期以上にわたつて当該都道府県知事の職に在る者及び前項に規定する選挙において当選し引き続き四期以上にわたつて当該都道府県知事の職に在ることとなつた者については、同条同項中「三期」とあるのは「四期又は五期以上の期」と読み替えて適用するものとする。この場合においては、改正後の公職選挙法第八十七条の二第二項の規定の適用があるものとする。

(3) 平成七年法案

(平成七年二月八日、石井一二(新進党)ほか一名提出)

地方自治法の一部を改正する法律(案)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第四百十条の次に次の一条を加える。

第四百十条の二 都道府県知事及び指定都市(第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。)の市長は、引き続き三期(各期における在任が四年に満たない場合もこれを一期とし、指定都市の市長については同項の規定による指定前の在任に係る期を含む。)を超えて在任することができない。

前項の規定にかかわらず、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定の際現に引き続き四期以上の期(各期における在任が四年に満たない場合もこれを一期とする。)にわたつて当該指定に係る市の市長の職に在る者については、その残任期間に限り引き続き在任することができる。

都道府県知事若しくは指定都市の市長の職の退職を申し出た者が当該退職の申立てがあつたことにより告示された当該都道府県知事若しくは指定都市の市長の選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合又は公職選挙法第九十九条第四号に規定する争訟の結果選挙が無効となつたことにより当選人で

なくなつた者が当該争訟に係る同号の事由により行われた再選挙において当選人となり引き続き在任することとなる場合においては、当該退職の申立てに係る選挙又は当該再選挙の直前及び直後の期を併せて一期とみなして前二項の規定を適用する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

(在任に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に引き続き四期以上の期（各期における在任が四年に満たない場合もこれを一期とし、指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この項及び附則第五項において同じ。）の市長については同条第一項の規定による指定前の在任に係る期を含む。以下この項において同じ。）にわたつて都道府県知事又は指定都市の市長の職に在る者及び附則第五項に規定する選挙において当選人となり引き続き四期以上の期にわたつて都道府県知事又は指定都市の市長の職に在ることとなる者については、この法律による改正後の地方自治法第四百十条の二第一項の規定にかかわらず、その在任期間又はその任期に限り引き続き在任することができる。

3 前項の場合におけるこの法律による改正後の地方自治法第四百十条の二第三項の規定の適用については、

同項中「前二項」とあるのは「地方自治法の一部を改正する法律（平成七年法律第 号）附則第二項」とする。

（公職選挙法の一部改正）

4 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

「第八十七条（重複立候補等の禁止）

目次中「第八十七条（重複立候補等の禁止）」を

第八十七条の二（都道府県知事又は指定都市の長

に改める。

の立候補制限）」

第六十八条第三項第二号中「第八十七条第一項若しくは第二項」の下に「第八十七条の二（都道府県知事又は指定都市の長の立候補制限）」を加える。

第八十六条の四第四項中「第八十七条第一項（重複立候補の禁止）」の下に「第八十七条の二（都道府県知事又は指定都市の長の立候補制限）」を加え、同条第九項中「第八十七条第一項」の下に「第八十七条の二」を加える。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事又は指定都市の長の立候補制限）

第八十七条の二 地方自治法第四百十条の二（都道府県知事及び指定都市の長の在任制限）の規定により
都道府県知事又は指定都市の長として引き続き在任することができないこととなる者は、当該都道府県
知事の選挙又は当該指定都市の長の選挙における候補者となることができない。

（公職選挙法の一部改正に伴う経過措置）

5 前項の規定による改正後の公職選挙法第八十七条の二の規定は、この法律の施行の日の前日までにその
期日を告示された都道府県知事又は指定都市の長の選挙については適用しない。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

6 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表第六十八条第三項第二号の項中「第八十七条第一項若しくは第二項」の下に「第八十七
条の二（都道府県知事又は指定都市の長の立候補制限）」を加える。

(資料2)

地方分権推進委員会第2次勧告(抄)

平成9年7月8日

第6章 地方公共団体の行政体制の整備・確立

Ⅶ 首長の多選の見直し

今後、地方分権の進展に伴い、地方公共団体の首長の権限・責任が相対的に増大する一方、首長選挙における投票率の低さ、無投票再選の多さ、各政党の相乗り傾向の増大は、首長の多選が原因の一端であるとして問題視する向きも多い。このため、首長の選出に制約を加えることの憲法上の可否を十分吟味した上で、地方公共団体の選択により多選の制限を可能とする方策を含めて幅広く検討する。

(資料3)

地方分権推進計画(抄)

平成10年5月29日

第6 地方公共団体の行政体制の整備・確立

6 首長の多選の見直し

首長の多選の見直しについては、これまでの国会における論議の経緯や各界の意見等も踏まえ、首長の選出に制約を加えることの立法上の問題点や制限方式のあり方等について、幅広く研究を進めていく。

(資料4) 多選禁止に関する憲法の規定等

(1) 多選禁止に関する憲法の規定

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任は問われない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

(2) 「立候補の自由」

昭和43年12月4日最高裁判決（抄）

公職の選挙に立候補する自由は、憲法15条1項の直接に規定するものではないが、同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである。（最大判昭43・12・4刑集22—13—1425）

憲法15条1項は、「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。」と規定し、選挙権が基本的人権の一つであることを明らかにしているが、被選挙権または立候補の自由については、特に明記するところはない。ところで、選挙は、本来、自由かつ公正に行なわれるべきものであり、このことは、民主主義の基盤をなす選挙制度の目的を達成するための基本的要請である。この見地から、選挙人は、自由に表明する意思によってその代表者を選ぶことにより、自ら国家（または地方公共団体等）の意思の形成に参加するのであり、誰を選ぶかも、元来、選挙人の自由であるべきであるが、多数の選挙人の存する選挙においては、これを各選挙人の完全な自由に放任したのでは選挙の目的を達成することが困難であるため、公職選挙法は、自ら代表者になろうとする者が自由な意思で立候補し、選挙人は立候補者の中から自己の希望する代表者を選ぶという立候補制度を採用しているわけである。したがって、もし、被選挙権を有し、選挙に立候補しようとする者がその立候補について不当に制約を受けるようなことがあれば、そのことは、ひいては、選挙人の自由な意思の表明を阻害することとなり、自由かつ公正な選挙の本旨に反することとならざるを得ない。この意味において、立候補の自由は、選挙権の自由な行使と表裏の関係にあり、自由かつ公正な選挙を維持するうえで、きわめて重要である。このような見地からいけば、憲法一五条一項には、被選挙権者、特にその立候補の自由について、直接には規定していないが、これもまた、同条同項の保障する重要な基本的人権の一つと解すべきである。

① アメリカ

・大統領（任期4年）	三選禁止	
・州知事及び属領知事	連続就任禁止	1州
〔原則として任期4年。 任期2年の知事が2 州あるがいずれも規 制なし。〕	連続三選禁止	31州
		(うち12州は4年後再選可)
	12年中8年を超えることは不可	2州
	16年中8年を超えることは不可	1州
	通算三選禁止	2州
	通算四選禁止	1州
	規制なし	17州

② ドイツ

・大統領（任期5年） 連続三選禁止

③ メキシコ

・大統領（任期6年） 再選禁止

④ フィリピン

・大統領（任期6年） 再選禁止
 ・地方被選挙職（任期3年） 連続四期禁止

⑤ 韓国

・大統領（任期5年） 再選禁止

⑥ アルゼンチン

・大統領（任期4年） 連続三選禁止

⑦ チリ

・大統領（任期8年） 連続再選禁止

⑧ コロンビア

・大統領（任期4年） 再選禁止

⑨ ロシア

・大統領（任期4年） 連続三選禁止

(資料6) 我が国における知事、指定都市の市長、市区町村長の在職状況

(1) 我が国における知事及び指定都市の市長の連続就任回数(現職)

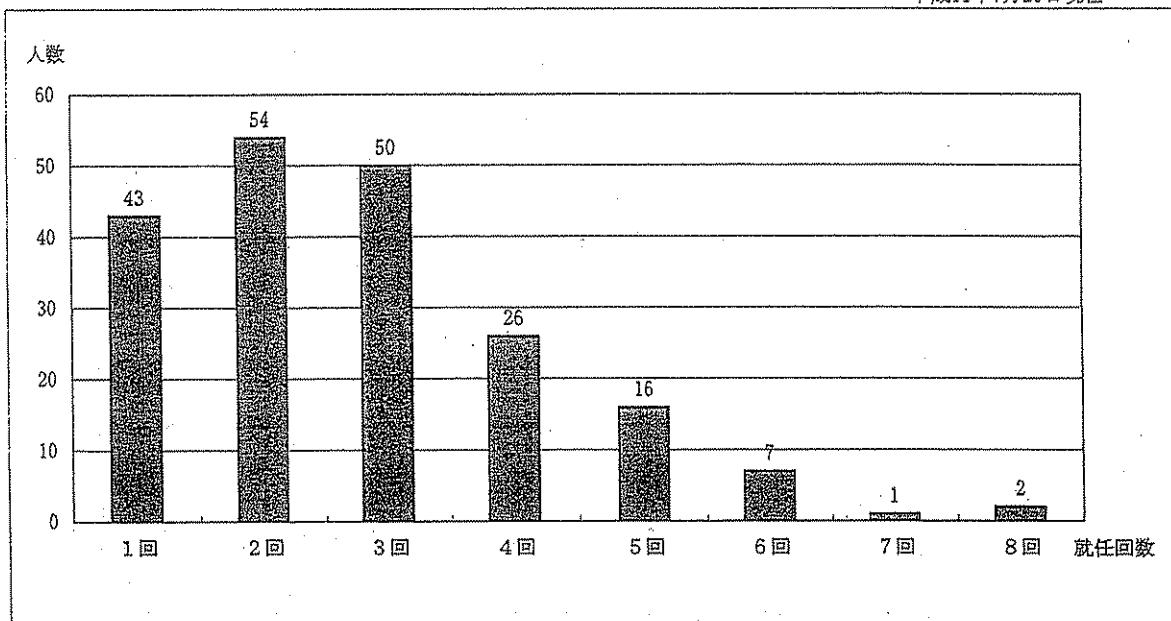
(平成11年7月20日現在)

区分 都道府県	知事名	任期満了 年月日	就任 回数	指定都市名	市長名	任期満了 年月日	就任 回数	連続就任回数
1 北海道	堀達也	15 4 22	2	札幌市	桂信雄	15 5 1	3	都道府県知事 1回 13人 2回 18人 3回 6人 4回 5人 5回 3人 6回 2人
2 青森	木村守男	15 2 25	2					
3 岩手	増田寛也	15 4 29	2					
4 宮城	浅野史郎	13 11 20	2	仙台市	藤井黎	13 8 21	2	
5 秋田	寺田典城	13 4 19	1					
6 山形	高橋和雄	13 2 13	2					
7 福島	佐藤栄佐久	12 9 18	3					
8 茨城	橋本昌	13 9 25	2					
9 栃木	渡辺文雄	12 12 8	4					
10 群馬	小寺弘之	15 7 27	3					
11 埼玉	土屋義彦	12 7 12	2					
12 千葉	沼田武	13 4 4	5	千葉市	松井旭	13 7 9	6	
13 東京	石原慎太郎	15 4 22	1					
14 神奈川	岡崎洋	15 4 22	2	横浜市	高秀秀信	14 4 7	3	
15 新潟	平山征夫	12 10 24	2	川崎市	高橋清	13 11 18	3	指定都市市長 1回 5人 2回 1人 3回 4人 4回 1人 6回 1人
16 富山	中沖豊	12 11 8	5					
17 石川	谷本正憲	14 3 26	2					
18 福井	栗田幸雄	15 4 22	4					
19 山梨	天野建	15 2 16	3					
20 長野	吉村午良	12 10 25	5					
21 岐阜	梶原拓	13 2 5	3					
22 静岡	石川嘉延	13 7 31	2					
23 愛知	神田真秋	15 2 14	1	名古屋市	松原武久	13 4 27	1	
24 三重	北川正恭	15 4 20	2					
25 滋賀	国松善次	14 7 19	1					
26 京都	荒巻慎一	14 4 15	4	京都市	榎本頼兼	12 2 24	1	
27 大阪	山田勇	15 4 22	2	大阪市	磯村隆文	11 12 18	1	
28 兵庫	貝原俊民	14 11 23	4	神戸市	笹山幸俊	13 11 19	3	
29 奈良	柿本善也	11 11 27	2					
30 和歌山	西口勇	11 11 22	1					
31 鳥取	片山善博	15 4 11	1					
32 島根	澄田信義	15 4 29	4					
33 岡山	石井正弘	12 11 11	1					
34 広島	藤田雄山	13 11 28	2	広島市	秋葉忠利	15 2 22	1	
35 山口	二井関成	12 8 21	1					
36 徳島	圓藤寿穂	13 10 4	2					
37 香川	真鍋武紀	14 9 4	1					
38 愛媛	加戸守行	15 1 27	1					
39 高知	橋本大二郎	11 12 6	2					
40 福岡	麻生渡	15 4 22	2	北九州市	末吉興一	15 2 19	4	なお、群馬県の小寺知事の任期は、選出1.7.28からの予定。 宮崎県の松形知事の任期は、H11.8.5からの予定。
41 佐賀	井本勇	15 4 22	3	福岡市	山崎広太郎	14 12 6	1	
42 長崎	金子原二郎	14 3 1	1					
43 熊本	福島譲二	15 2 10	3					
44 大分	平松守彦	15 4 27	6					
45 宮崎	松形祐堯	15 8 4	6					
46 鹿児島	須賀龍郎	12 7 27	1					
47 沖縄	稲嶺恵一	14 12 9	1					

(2) 我が国における歴代知事の在職状況

○歴代公選による知事（現職を除く。）就任回数別グラフ

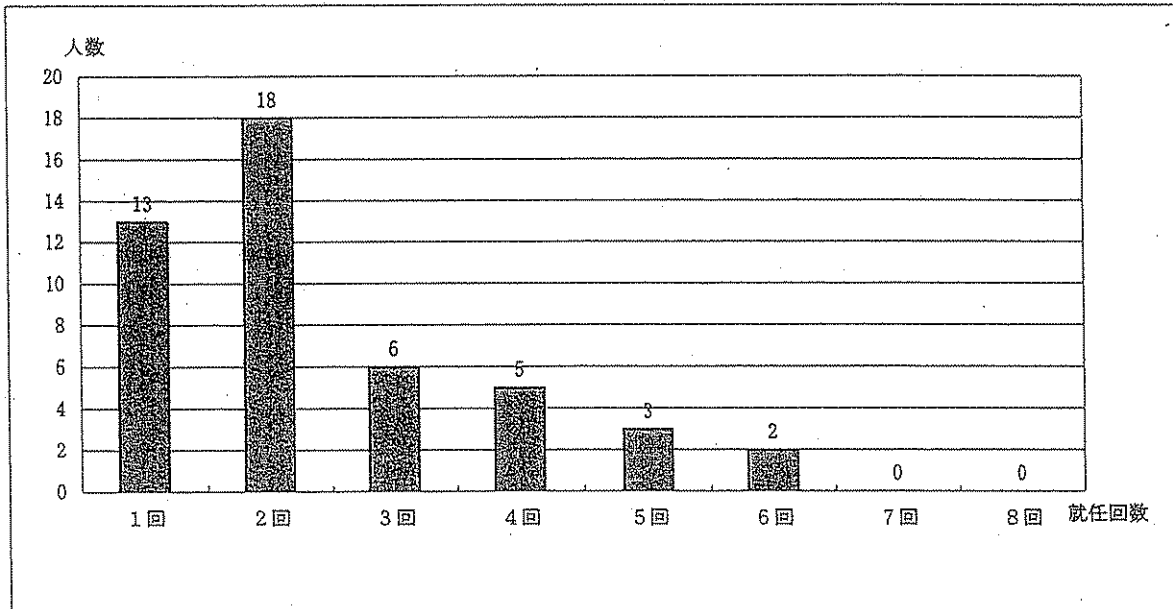
平成11年7月20日現在



(注) 就任回数2期の54人のうち、2人については連続就任ではない。

○現職知事就任回数別グラフ

平成11年7月20日現在



(3) 我が国における市区町村長（指定都市の市長を除く）の
連続就任の状況（現職）

平成11年7月20日現在

	市区長	町村長	合計
連続3選	131	492	623
連続4選	63	220	283
連続5選	21	88	109
連続6選	10	41	51
連続7選	6	26	32
連続8選	1	9	10
連続9選	0	6	6
連続10選	0	0	0
連続11選	0	1	1
合計	232	883	1,115

(単位：人)

(参考)

我が国における連続7回以上就任している現職の市区町村長

平成11年7月20日現在

1. 市区長

連続就任回数 7回(6団体)

埼玉県 蕨市 (15. 4. 26)
東京都 世田谷区 (15. 4. 26)
大阪府 岸和田市 (13. 12. 14) 松原市 (14. 10. 5) 柏原市 (13. 3. 10)
四條畷市 (12. 10. 14)

連続就任回数 8回(1団体)

大阪府 貝塚市 (14. 2. 10)

2. 町村長

連続就任回数 7回(26団体)

北海道 上磯町 (15. 4. 30) 神恵内村 (14. 3. 16) 南富良野町(12. 4. 29)
えりも町 (11. 12. 22)
青森県 鶴田町 (14. 8. 20)
宮城県 鹿島台町 (15. 4. 29)
秋田県 岩城町 (11. 8. 26) 大森町 (12. 2. 22)
山形県 西川町 (14. 4. 19)
栃木県 国分寺町 (13. 7. 21)
千葉県 栄町 (12. 3. 12)
新潟県 小国町 (12. 8. 29) 神林村 (15. 2. 9) 赤泊村 (12. 9. 24)
長野県 高遠町 (12. 11. 5)
三重県 河芸町 (13. 4. 21)
奈良県 安堵町 (14. 8. 3) 大淀町 (13. 5. 26)
徳島県 山城町 (15. 4. 29)
佐賀県 北方町 (14. 9. 19)
長崎県 長与町 (12. 5. 4) 大島町 (15. 4. 30) 国見町 (12. 5. 20)
大分県 上浦町 (12. 8. 24)
鹿児島県 三島村 (11. 10. 7) 鹿島村 (15. 4. 26)

連続就任回数 8回(9団体)

北海道 森町 (15. 4. 30) 剣淵町 (13. 12. 18) 猿払村 (13. 12. 2)
山形県 最上町 (14. 10. 4)
新潟県 中条町 (12. 10. 16)
石川県 津幡町 (14. 4. 24)
奈良県 野迫川村 (14. 6. 19)
福岡県 添田町 (15. 1. 31)
宮崎県 西郷村 (12. 8. 7)

連続就任回数 9回(6団体)

青森県 車力村 (13. 3. 22)
群馬県 上野村 (13. 6. 13)
新潟県 安田町 (15. 4. 30)
岐阜県 高根村 (15. 4. 29)
三重県 員弁町 (11. 12. 7)
香川県 飯山町 (12. 9. 16)

連続就任回数 11回(1団体)

新潟県 黒川村 (11. 10. 8)

※()は任期満了日

(資料7) 都道府県の権限と市町村の権限 (制度の概要)

1 担当事務

① 都道府県の担当事務

市町村を包括する広域の地方公共団体として、普通地方公共団体の事務のうち、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるもの

② 市町村の担任する事務

基礎的な地方公共団体として、都道府県の処理するものとされているものを除いた一般的に普通地方公共団体の事務であるとされるもの

2 都道府県知事の市町村に対する関与

都道府県と市町村との関係は、国と地方公共団体との関係と同様に、地方自治の本旨を基本とする対等・協力の新しい関係を築くために、機関委任事務が廃止され、関与の基準と手続きが整備された。

新制度においては、都道府県知事は市町村長に技術的な助言及び勧告並びに資料の提出要求（地方自治法第245条の4）、是正の勧告（同法第245条の6）、是正の指示（同法第245条の7）を行うことができることから、市町村に対して一定の影響があると考えられる。

指定都市にあっても、これらの都道府県の関与を受けることとなっている。

※ 本資料は地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による改正後の地方自治法の規定に基づき作成。

(資料8) 指定都市、中核市等の特例制度

(1) 指定都市・中核市・特例市・一般市の比較(概要)

その1

区分	政令指定都市	中核市	特例市(注3)	一般市
要件	<p>○ 人口50万以上で政令で定める市(法第252の19第1項)</p> <p>※ 人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている。</p> <p>札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市</p> <p>計 12市</p>	<p>① 人口(30万以上)</p> <p>② 面積(100平方キロメートル以上)</p> <p>③ 人口50万未満の市にあっては、当該地域における中核性(屋間人口比率100超)(注2)(法第252条の23)</p> <p>秋田市、いわき市、郡山市、宇都宮市、新潟市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、静岡市、浜松市、豊橋市、豊田市、堺市、姫路市、和歌山市、岡山市、福山市、高松市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市</p> <p>計 25市</p> <p>(現行制度における対象市)</p> <p>旭川市、八王子市、倉敷市</p> <p>計 4市</p> <p>(要件緩和後の対象市)</p> <p>川崎市、横須賀市、岡崎市、高槻市、奈良市</p> <p>計 5市が対象となりうる</p>	<p>○ 人口20万以上で政令で定める市(改正後の法第252条の26の3)</p> <p>函館市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、福島市、水戸市、前橋市、高崎市、川口市、浦和市、大宮市、所沢市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、市原市、府中市、町田市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、厚木市、大和市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、清水市、富士市、一宮市、春日井市、四日市市、大津市、豊中市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市、宝塚市、呉市、下関市、徳島市、久留米市、佐世保市、那覇市</p> <p>計 59市が対象となりうる</p>	<p>① 人口(5万以上)</p> <p>② 中心市街地を形成する区域内の戸数が全戸数の6割以上</p> <p>③ 商工業など都市的業態に従事する者と同一世帯に属する者が全人口の6割以上</p> <p>④ 当該都道府県の条例で定める都市的施設などの都市としての要件を具備(法第8条第1項)</p> <p>※市町村の合併の特例に関する法律第5条の2に該当する場合には、人口の要件は4万以上同法第5条の3に該当する場合は、①~④のいずれかを備えていない場合であっても、備えているものとみなす</p>
手続	<p>○ 法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令で指定</p>	<p>○ 政令で指定</p> <p>○ 自治大臣は市からの指定を求め申出(都道府県との同意、関係議会の議決が必要)を経てこれに基づいて政令案の立案を行う(法第252条の24)</p>	<p>○ 政令で指定</p> <p>○ 自治大臣は市からの指定を求め申出(都道府県との同意、関係議会の議決が必要)を経てこれに基づいて政令案の立案を行う(改正後の法第252条の26の4)</p>	<p>○ 関係市町村の申請に基づき、知事が議会の議決を経て町村を市と定めたときは自治大臣に対する事前協議を経た上で、自治大臣に届ける</p> <p>○ 自治大臣は関係行政機関の長へ通知し、告示する(法第8条第3項で例とする法第7条第1項、第2項、第5項、第6項、第7項)</p>

市			
区分	政令指定都市	中核市	特例市(注3)
事務配分の特例	○ 法第252条の19第1項に列挙する事務のほか、各個別法で指定都市の特例とされている事務を行う	○ 原則として、政令指定都市に委譲されている事務を処理する。ただし、①広域的な地方公共団体である都道府県が一体的に処理することが効率的である事務(例えば道路管理の事務、異負担教職員(任免)、②事務量からみて独自の施設、機関又は専門職員等を設置して行うことが非効率である事務(例えば児童相談所の設置)その他の中核市が行うことが適当でない事務は都道府県が従来どおり処理する(法第252条の22第1項)	○ 原則として、中核市に委譲されている事務を処理する。ただし、①広域的な地方公共団体である都道府県が一体的に処理することが効率的である事務(例えば民間の特児福祉施設や社会福祉法人の特別養護老人ホームの設置認可、飲食店、興行場及び旅館業の営業許可)、②事務量からみて独自で施設、機関又は専門職員等を設置して行うことが非効率である事務(地方社会福祉審議会の設置、母子相談員の設置)その他の20万市が行うことが適当でない事務は都道府県が処理する(改正後の法第252条の26の3第1項)
組織の特例等	○ 行政区を設ける(法第252条の20第1項)	○ 組織上の特例は設けられていない	○ 組織上の特例は設けられていない
行政監督の特例	○ 知事の認可、許可等の監督の必要をなくし、又はその監督に代えて直接主務大臣の監督とする(法第252条の19第2項)	○ 原則として行政監督の特例は設けられていない。ただし、福祉に関する事務については指定都市と同様に行政監督の特例が設けられている	○ 原則として行政監督の特例は設けられていない

(注1) 「地方自治法」は「法」と表記する。
 (注2) 中核市の要件の欄中に記載されている「③人口50万未満の市にあっては、当該地域における中核性(昼夜間人口比率100超)」という要件は、平成12年4月1日から削除されることになった。
 (注3) 特例市は平成12年4月1日から新設されるものである。

(2) 指定都市制度

ア 沿革

戦後地方自治法の制定に際して大都市行政の特殊性に対応する制度として府県同様の権能を有する特別市の制度が設けられ、その実現をめぐって制度そのものの可否について激しい論議が行われた。

差し当たって大都市に対し事務及び財源の配分を行い、あわせて従来の行政監督の特例を刷新することにより関係府県との間の調整を図り、もって大都市行政の合理的能率的処理、市民福祉の向上に資することが大都市問題の一応の解決策として適当であるとの地方制度調査会の答申（昭和28年10月）に基づいて、昭和31年に指定都市制度は創設されたものである。

イ 指定都市の一覧

都道府県	都 市	人口 (千人)	面積 (k m ²)
北 海 道	札 幌	1, 7 5 7	1, 1 2 1
宮 城	仙 台	9 7 1	7 8 4
千 葉	千 葉	8 5 7	2 7 2
神 奈 川	横 浜	3, 3 0 7	4 3 6
神 奈 川	川 崎	1, 2 0 3	1 4 3
愛 知	名 古 屋	2, 1 5 2	3 2 6
京 都	京 都	1, 4 6 4	6 1 0
大 阪	大 阪	2, 6 0 2	2 2 1
兵 庫	神 戸	1, 4 2 4	5 4 8
広 島	広 島	1, 1 0 9	7 4 1
福 岡	北 九 州	1, 0 2 0	4 8 3
福 岡	福 岡	1, 2 8 5	3 3 8

注1 人口 平成7年国勢調査人口

2 面積 建設省国土地理院「平成8年 全国都道府県市区町村別面積調」

ウ 都道府県と指定都市による都道府県事務の分担

政令指定都市の区域において 都道府県が処理する主な事務	本来、都道府県が処理すべき事務のうち、 特例として政令指定都市が処理している事務
<p>○地方総合開発計画の策定</p> <p>○産業基盤の整備</p> <p>○道路の設置、管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県道の路線の認定 等 <p>○都市計画に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域の指定 等 <p>○環境保全に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関等に対する協力要請 等 <p>○社会福祉事務及び社会保険事業の基準の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府管掌保険の事務処理 ・国民年金手帳の交付、原簿の管理 等 <p>○感染症の予防その他公衆衛生の水準の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院等の開設の許可 ・医療法人の設立認可 ・准看護婦の試験、免許、登録 等 <p>○義務教育その他教育水準の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校設置の認可 等 <p>○警察の管理運営</p> <p>○国と市町村との連絡調整</p> <p>○市町村の組織運営の合理化に関する助言、 勧告、指導等</p> <p>○高等学校</p> <p>○研究所</p> <p>○病院 等</p>	<p>○道路の設置、管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の指定区間外の国道の管理 ・市内の県道の管理 <p>○都市計画に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域等における開発行為の許可 ・規制区域内の建築の許可 ・屋外広告物の条例による設置制限 <p>○環境保全に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばい煙発生施設の設置に関する届出の受理、施設の改善命令、事業場の立入検査 ・悪臭、騒音、振動の規制地域の指定及び規制基準の設定 <p>○社会福祉事務及び社会保険事業の基準の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所の設置 ・身体障害者手帳の交付 ・母子相談員の設置 ・養護老人ホームの設置認可、監督 等 <p>○感染症の予防その他公衆衛生の水準の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症の病原体に汚染された建物等の処分 ・飲食店営業等の施設に係る基準の設定、飲食店営業の許可 ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可 等 <p>○義務教育その他教育水準の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県費負担教職員の任免、給与の決定、研修 <p>(市町村は、その規模及び能力に応じて処理 することができる。とされている。)</p>

(3) 中核市制度

ア 中核市の一覧 (平成11年4月1日現在)

都道府県	都 市	人口 (千人)	面積 (k m ²)
平成8年4月1日に中核市に移行した市(12市)			
栃 木	宇都宮	4 3 5	3 1 2
新 潟	新 潟	4 9 5	2 0 6
富 山	富 山	3 2 5	2 0 9
石 川	金 沢	4 5 4	4 6 8
岐 阜	岐 阜	4 0 7	1 9 6
静 岡	静 岡	4 7 4	1, 1 4 6
	浜 松	5 6 2	2 5 7
大 阪	堺	8 0 3	1 3 7
兵 庫	姫 路	4 7 1	2 7 5
岡 山	岡 山	6 1 6	5 1 3
熊 本	熊 本	6 5 0	2 6 6
鹿 児 島	鹿 児 島	5 4 6	2 9 0
平成9年4月1日に中核市に移行した市(5市)			
秋 田	秋 田	3 1 2	4 6 0
福 島	郡 山	3 2 7	7 3 1
和 歌 山	和 歌 山	3 9 4	2 0 8
長 崎	長 崎	4 3 9	2 4 1
大 分	大 分	4 2 7	3 6 1
平成10年4月1日に中核市に移行した市(4市)			
愛 知	豊 田	3 4 1	2 9 0
広 島	福 山	3 7 5	3 6 4
高 知	高 知	3 2 2	1 4 5
宮 崎	宮 崎	3 0 0	2 8 7
平成11年4月1日に中核市に移行した市(4市)			
福 島	いわき	3 6 1	1, 2 3 1
長 野	長 野	3 5 9	4 0 4
愛 知	豊 橋	3 5 3	2 6 1
香 川	高 松	3 3 1	1 9 4

注1 人口 平成7年国勢調査人口

2 面積 建設省国土地理院「平成8年 全国都道府県市区町村別面積調」

イ 指定都市・中核市の比較

	要件	事務の特例（主なもの）
<p>政令指定都市</p>	<p>人口50万以上で政令で指定する市 (法第252条の19第1項)</p> <p>人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市が指定されている</p> <p>大阪市、名古屋市、京都市、横浜市 神戸市、北九州市、札幌市、川崎市 福岡市、広島市、仙台市、千葉市</p>	<p>(1) 民生行政に関する事務 ○児童相談所の設置 ○身体障害者手帳の交付 ○母子相談員の設置 ○母子・寡婦福祉資金の貸付け ○養護老人ホームの設置認可・監督</p> <p>(2) 保健衛生行政に関する事務 ○飲食店営業等の施設に係る基準の設定 ○飲食店営業の許可</p> <p>(3) 都市計画等に関する事務 ○市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ○宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 ○土地区画整理組合の設立の認可 ○屋外広告物の条例による設置制限 ○首都圏の既成市街地における工業等制限区域内の制限施設の新設の許可</p> <p>(4) 土木行政に関する事務 ○市内の指定区間外の国道の管理 ○市内の県道の管理</p> <p>(5) 文教行政に関する事務 ○県費負担教職員の任免、給与の決定、研修</p> <p>(6) 環境保全行政に関する事務 ○大気汚染の防止に関する事務</p>
<p>中核市</p>	<p>① 人口（30万以上） ② 面積（100km²以上） ③ 人口50万未満の市の場合にあっては、当該地域における中核性（昼夜間人口比率100超） (注1)</p>	<p>(1) 民生行政に関する事務 ○身体障害者手帳の交付 ○母子相談員の設置 ○母子・寡婦福祉資金の貸付け ○養護老人ホームの設置認可・監督</p> <p>(2) 保健衛生行政に関する事務 ○飲食店営業等の施設に係る基準の設定 ○飲食店営業の許可</p> <p>(3) 都市計画等に関する事務 ○市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ○宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可 ○土地区画整理組合の設立の認可 ○屋外広告物の条例による設置制限</p> <p>(4) 環境保全行政に関する事務 ○大気汚染の防止に関する事務</p>

(注1) 「③人口50万未満の市にあっては、当該地域における中核性（昼夜間人口比率100超）」という要件は、平成12年4月1日から削除されることになった。

(資料9)

地方公共団体の団体類型別の人口、財政規模等

(単位：人、千円)

	都道府県		指定都市			中核市			全市町村	
	平均	鳥取県 (人口最小)	平均	横浜市 (人口最大)	千葉市 (人口最小)	平均	堺市 (人口最大)	秋田市 (人口最小)	平均	平均
人口	2,671,707	614,929	1,595,894	3,307,136	856,878	478,644	802,993	311,948	36,387	36,387
財政規模 (普通会計歳入総額)	1,125,266,153	448,895,595	849,311,716	1,464,077,515	337,802,802	173,926,131	251,771,531	105,642,120	15,262,750	15,262,750
うち投資的経費 (普通建設事業費)	334,726,963	174,055,582	222,507,703	412,501,073	90,548,012	45,315,828	34,777,355	25,659,181	3,943,191	3,943,191
うち補助費等	141,909,832	44,338,898	76,749,934	165,958,214	22,945,720	9,583,219	34,927,323	6,836,136	1,324,202	1,324,202
財政力指数	0.48	0.26	0.85	0.95	1.06	0.85	0.95	0.74	0.42	0.42
総職員数	36,246	11,817	20,667	34,310	8,048	4,550	7,322	3,405	416	416
普通会計職員数	33,960	10,999	14,318	23,397	7,035	3,574	5,933	2,280	327	327
うち教育関係	21,275	6,234	2,868	4,085	1,401	774	1,443	528	68	68
うち警察関係	5,514	1,347	-	-	-	-	-	-	-	-
企業会計職員数	2,286	818	6,349	10,913	1,013	976	1,389	1,125	88	88

・人口は平成7年国勢調査(平成7年10月1日)による。

・財政規模、財政力指数等の数値については平成9年度地方財政状況調査による。

・職員数は地方公共団体定員管理調査結果(平成10年4月1日)による。

・中核市は、平成9年4月1日現在で指定されている団体である。

